

平均利用者数に関する届出書

- ①前年度における事業実績が6月以上である場合入力ください。(6月未満の場合は、定員の90%を利用者数とする。)
- ②新設、増改築等の場合、前年度における事業実績が6月以上1年未満である場合は直近の6月(10月～3月)までの平均利用者数となります。
- ③特定旧法指定施設が指定障害福祉サービス事業者等へ転換した場合、上記①、②に関わらず指定申請の日の前日から概ね過去1月間の特定旧法指定施設等としての実績による平均利用者数となります。
- ④視覚・聴覚言語障害者支援体制加算算定する場合、多機能型事業所又は障害者支援施設(昼間実施サービス)(「以下、多機能形事業所等」という。)において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が前年度の平均利用者数に30/100を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能形事業所等の利用者の合計数を50で割って得た数以上なされていけばよい。
- ⑤指定障害福祉サービスにおける従業者の人員配置については、指定障害福祉サービス基準の人員配置基準を下回る場合(短期入所<空床・併設>は、本体施設として必要とされる数以上)は職員欠如減算(正規報酬額の70%)の対象となります。ついては、加算の対象とならない事業所においては、人員欠如の未然防止を図るようご注意ください。
※利用者数が多いため、ワークシートの行数を増やして入力したい場合は、適宜、行を挿入して利用するか若しくはワークシートを補正致しますので県障害福祉課へご連絡ください。

①
②
①/②

